

給電基準

平成 6年 1月 1日 (制 定)
平成 31年 1月 1日 (第 11回改正)

東北電力株式会社
電力システム部

目 次

§ 1 目的

1. 目的・・ 1

§ 2 定義

1. 定義・・ 1

§ 3 適用範囲

1. 適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

§ 4 給電指令業務

1. 給電指令業務の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 給電指令業務の遂行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 他社関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

§ 5 給電指令系統と給電指令の伝達

1. 給電指令系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 給電指令の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

§ 6 給電指令の適用と発受

1. 給電指令の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 給電指令の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 給電指令の発受・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

§ 7 給電指令業務と分担

1. 給電指令業務と分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 統括業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 給電指令による業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4. 報告業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
5. 制御所等および佐渡電力センター発変電課が行う管轄系統の操作・・・・・・・・ 6
6. 電気主任技術者と給電指令業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

§ 8 非常事態時の執務

1. 非常事態時の執務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

給 電 基 準

§ 1 目 的

1. 目 的

この基準は、給電指令業務の遂行に必要な基本事項について定める。

§ 2 定 義

1. 定 義

この基準における各個所および用語の定義は次による。

(1) 各個所の定義

a. 当 社

東北電力株式会社をいう。

b. 他 社

当社電力システムを利用する当社以外の事業者をいう。

c. 制御所等

制御所，電力センター制御所をいう。

d. 電力センター（送電）

電力センター送電課および地中送電工事課をいう。

e. 発電所

火力発電所（地熱発電所，内燃力発電所を含む。），原子力発電所，水力発電所，風力発電所および太陽電池発電所をいう。

(2) 電力系統

発電所，変電所，開閉所および負荷とこれらを結ぶ電線路からなり，発電電力を負荷に送る電力設備網をいう。ただし本基準では，特に定める場合を除き，次の設備は含めない。

- ・ 発電所，変電所の配電用変圧器の二次側機器と配電線
- ・ 発電所，変電所の所内用変圧器（火力・原子力発電所の起動用変圧器を除く。）

(3) 給電指令機関

給電指令業務を分掌する中央給電指令所，系統給電指令所，制御所等および佐渡電力センター発電電課をいう。

(4) 給電指令業務

電力系統の総合運用に必要な指令，報告およびこれらに直接関連する業務をいう。

(5) 給電指令

電力の品質を維持し，安定した電力を需要者に供給すること，および保安の確保を目的に，給電指令機関から発せられる指令をいう（給電指令には，機器の運転・操作において，人を介さず計算機，自動復旧装置などにより自動的に実施する場合を含む）。

(6) 管轄系統

各給電指令機関が給電指令業務を担当する電力系統をいう。

(7) 自動給電装置

有効電力調整指令や電圧調整指令など，給電指令機関から制御装置を介して直接制御する装置をいう。

§ 3 適用範囲

1. 適用範囲

この基準は、当社電力系統における給電指令業務に適用する。

§ 4 給電指令業務

1. 給電指令業務の基本方針

給電指令業務の遂行にあたっては、常時良質の電力を供給することに努め、電力系統を安定かつ経済的、広域的に運用するとともに、事故発生の際はすみやかにその復旧をはかる。

2. 給電指令業務の遂行

給電指令機関および関係個所は、相互に協力して系統構成・操作、需給調整、電圧・潮流調整、事故の未然防止、事故時の処置など、電力系統の総合運用を行う。

なお、給電指令業務を円滑に推進するため、電力系統の主要開閉器に称呼番号を付与する。

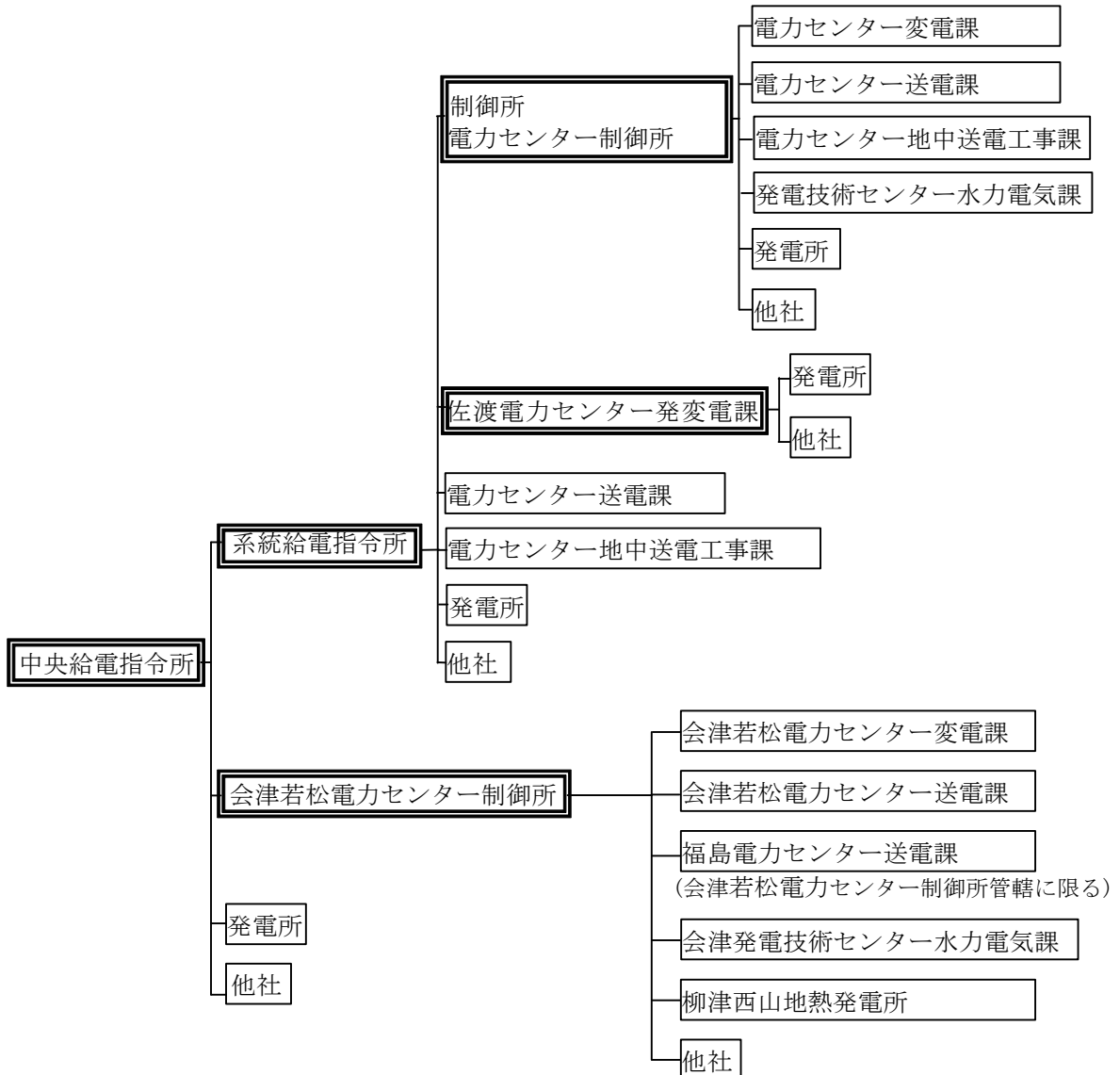
3. 他社関係

他社の設備についての給電指令業務の運用は、この基準に基づくが、詳細は別に協議・締結された給電協定書、給電申合書およびそれらの付帯事項による。

§ 5 給電指令系統と給電指令の伝達

1. 給電指令系統

給電指令系統は次図のとおりとする。



(注) は、給電指令機関を表す。

2. 給電指令の伝達

給電指令は、定められた給電指令系統にしたがって伝達する。

§ 6 給電指令の適用と発受

1. 給電指令の適用

発電所相互に関連する電力系統の総合運用に必要な発電所主要機器の運転、停止および電線路の運転、停止ならびに電力需給調整は、給電指令によって行う。ただし、次の場合はこの限りではない。

- (1) 洪水ならびに非常災害の発生または発生のおそれのあるときに備え、あらかじめその処置について定められている場合。
- (2) 緊急に処置しなければ重大な事態になる場合。

2. 給電指令の遵守

給電指令は、迅速、明瞭、正確を旨とし、受令者は、保安上その他正当な理由なくその内容を改変し、またはその実行を遅延させてはならない。ただし、設備保安や人身安全上または設備の運転状況などから問題を生じる懸念がある場合には理由を付して給電指令の中止もしくは変更を要請することができる。

3. 給電指令の発受

- (1) 電話または口頭による給電指令の発受令は、原則として給電指令機関の当直責任者と制御所等、発電所、電力センター変電課、電力センター（送電）、発電技術センター水力電気課の当直責任者（当直責任者のない個所は責任者）、および他社の責任者との間で行う。
ただし、これにより難しい場合は、事前に代行者を定めて給電指令の発受にあたることことができる。なお、制御所等および佐渡電力センター発電課の当直内で管轄系統（二次系統）の系統運用に関わる給電指令は当直責任者と当直員との間で行う。
- (2) 給電指令の発受令にあたっては対話者相互に氏名を明らかにし、発令者は指令の目的、操作を具体的に明示し、受令者はこれを了解した後操作を行い、終了後直ちにその結果を発令者に報告する。
発受令者は、受令または報告内容を復唱し確認する。
- (3) 給電指令の発受令にあたっては、その目的内容等を相互に記録し、発受の責任を明らかにしておく。
ただし、発電機の出力調整や電圧調整については、給電指令による操作の報告を省略することができる。

§ 7 給電指令業務と分担

1. 給電指令業務と分担

(1) 中央給電指令所の給電指令業務

- ・系統給電指令所，会津若松電力センター制御所の統括
- ・電力系統の経済運用
- ・電力系統の監視
- ・需給予想の作成
- ・発電方針の作成および発電調整
- ・貯水池および主要調整池の運用
- ・周波数調整
- ・電圧および無効電力の調整
- ・潮流調整
- ・広域運営に伴う融通電力の受給
- ・他社受電電力の受給
- ・系統異常現象および系統事故の未然防止
- ・緊急を要する場合の発電および需要調整
- ・系統事故の復旧操作
- ・系統事故記録の取りまとめおよびその報告
- ・電力設備の作業停止日時の調整および決定
- ・系統保護装置の運用
- ・自動給電装置の運用
- ・気象状況の把握およびその連絡
- ・諸記録の作成およびその報告
- ・系統運用に関する諸基準および給電申合書の作成
- ・託送に伴う通告運用
- ・同時同量の監視
- ・その他給電指令業務遂行上必要な事項

(2) 系統給電指令所の給電指令業務

- ・中央給電指令所の統括のもとに，管轄系統における（1）に準ずる業務
- ・管轄系統の制御所等および佐渡電力センター発電電課における二次系系統運用の統括

(3) 会津若松電力センター制御所の給電指令業務

- ・中央給電指令所および宮城系統給電指令所の統括のもとに，管轄系統における（1）に準ずる業務

(4) 制御所等（会津若松電力センター制御所を除く。），佐渡電力センター発電電課の給電指令業務

- ・系統給電指令所の統括のもとに，管轄系統における（1）に準ずる業務

2. 統括業務

給電指令系統に基づき，上位給電指令機関が下位給電指令機関に対して実施する下記などの業務をいう。
なお，宮城系統給電指令所が会津若松電力センター制御所に対して実施する二次系の統括業務は（1），（4），（6）とする。

- （1）基準類の運用管理における指導・調整および上位系統との整合性確認
- （2）系統運用計画の作成・実施における指導および上位系統との整合性確認

- (3) 作業停止計画の作成・実施における指導および上位系統との整合性確認
- (4) 給電指令業務の適正実施に係わる指導
- (5) 上位系統運用に影響を与える下位系統の運用の指導
- (6) 需給・系統運用上の方針を指令する大綱指令の発令

3. 給電指令による業務

制御所等, 発電所, 電力センター変電課, 電力センター(送電), 発電技術センター水力電気課, 佐渡電力センター発電課および他社が給電指令により行う業務

- ・電力系統の開閉装置の操作, 主要機器の運転, 停止および出力調整
- ・系統保護装置の整定, 操作
- ・自動給電装置の運転
- ・貯水池, 調整池の給電運用に伴う操作
- ・潮流調整に伴う操作
- ・電圧および無効電力調整に伴う操作
- ・系統異常現象および系統事故の未然防止措置
- ・運転記録の報告
- ・気象状況の報告
- ・甲種接地のつけ, はずし
- ・需要調整に伴う操作および監視
- ・その他給電指令業務遂行上必要な事項

4. 制御所等および佐渡電力センター発電課が行う管轄系統の操作

平常時および事故時に, 制御所等および佐渡電力センター発電課が行う管轄系統の操作は, 「需給・系統運用基準」に定める。

5. 電気主任技術者と給電指令業務

中央給電指令所は, 給電指令業務について必要に応じ管轄系統給電指令所を通じて, また, 系統給電指令所は, 管轄系統の給電指令業務について必要に応じ, 電気主任技術者の意見を求める。

§ 8 非常事態時の執務

1. 非常事態時の執務

給電指令機関は, 天災地変その他非常事態が発生した場合にも, 電力系統の安定確保に努め, 必要に応じて適宜所員を派遣して連絡または給電指令業務を行う。